

店頭CFD（ダイワ株X）取引約款 新旧対照表

（下線部分改正）

現 行	改 正
<p>第4条 定義</p> <p>1. 本約款において<u>CFD</u>取引とは、次に掲げる取引種別をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 本約款で、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>三 原資産 <u>CFD</u>取引の価格を算出する根拠となる金融商品等</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>十 受入証拠金 <u>CFD</u>取引口座（以下、「本口座」といいます。）に差入れられた証拠金<u>（現金残高）</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>十五 CFD取引日 <u>CFD</u>取引が可能な日で、日本時間6：00～翌6：00までを一日とする取引日</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>十七 配当金相当額 原資産の配当権利落等により発生する<u>CFD</u>取引の理論価値の差異を調整するために、当社とお客様の間で受払いを行う調整金。原資産の配当権利付最終日においてCFD取引日を越えて建玉を保有する場合に発生する。</p> <p>十八 限月決済 株価指数先物CFD取引について、<u>取引最終日</u>までに反対売買により決済されなかった建玉に対して</p>	<p>第4条 定義</p> <p>1. 本約款において<u>本取引</u>とは、次に掲げる取引種別をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2. 本約款で、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>三 原資産 <u>本取引</u>の価格を算出する根拠となる金融商品等</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>十 受入証拠金 <u>本取引を行うための</u>口座（以下、「本口座」といいます。）に差入れられた証拠金<u>残高</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>十五 CFD取引日 <u>本取引</u>が可能な日で、日本時間6：00～翌6：00までを一日とする取引日</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>十七 配当金相当額 原資産の配当権利落等により発生する<u>本取引</u>の理論価値の差異を調整するために、当社とお客様の間で受払いを行う調整金。原資産の配当権利付最終日においてCFD取引日を越えて建玉を保有する場合に発生する。</p> <p>十八 限月決済 株価指数先物CFDについて、<u>原資産の取引終了日</u>に準じて設定された最終<u>売買</u>日までに反対売買に</p>

現 行	改 正
<p>行われる最終清算数値(SQ)による決済</p> <p>十九 期日決済 <u>株式CFD取引</u>について、最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉に対して行われる当社の指定した価格による決済</p> <p>二十 最終売買日 <u>CFD取引</u>を行うことができる取引最終日。</p>	<p>より決済されなかった建玉に対して行われる最終清算数値(SQ値)による決済</p> <p>十九 期日決済 <u>限月決済による場合を除き、本取引</u>について、最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉に対して行われる当社の指定した価格による決済</p> <p>二十 最終売買日 <u>本取引</u>を行うことができる取引最終日。<u>第24条第2項に定める場合において当社が設定する。</u></p>
<p>第20条 差金決済</p> <p>1. 本約款に規定する<u>CFD取引</u>の決済は、金銭の授受によるものとし、原資産の受渡し等による決済は行わないものとします。</p> <p>2. <u>CFD取引</u>の決済方法は、以下に定めるものとします。</p> <p>(1) 反対売買注文による決済</p> <p><u>CFD取引</u>について、最終売買日までに反対売買を行った場合は、新規の買建又は売建を行ったときの約定数値と反対売買を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。</p> <p>(2) 最終清算数値(SQ)による決済(限月決済)</p> <p>株価指数先物CFDについて、最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の買建又は売建を行ったときの約定数値と<u>清算値</u>(最終売買日の翌営業日に取引所より公表される株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出された特別な指数。)との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。</p>	<p>第20条 差金決済</p> <p>1. 本約款に規定する<u>本取引</u>の決済は、金銭の授受によるものとし、原資産の受渡し等による決済は行わないものとします。</p> <p>2. <u>本取引</u>の決済方法は、以下に定めるものとします。</p> <p>(1) 反対売買注文による決済</p> <p><u>本取引</u>について、最終売買日までに反対売買を行った場合は、新規の買建又は売建を行ったときの約定数値と反対売買を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。</p> <p>(2) 最終清算数値(SQ値)による決済(限月決済)</p> <p>株価指数先物CFDについて、<u>原資産の取引終了日に準じて設定された最終売買日</u>までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の買建又は売建を行ったときの約定数値と<u>最終清算数値</u>(最終売買日の翌営業日に取引所より公表される株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出された特別な指数。)との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。</p>

現 行	改 正
<p>(3) 当社の指定した価格による決済（期日決済）</p> <p>株式CFDについて、最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の買建又は売建を行ったときの約定数値と当社の指定した価格との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。</p> <p>3. ～ (省 略)</p> <p>4.</p>	<p>(3) 当社の指定した価格による決済（期日決済）</p> <p>前号に定める場合を除き、本取引について、最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の買建又は売建を行ったときの約定数値と当社の指定した価格との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。</p> <p>3. ～ (現行どおり)</p> <p>4.</p>
<p>第24条 契約期日</p> <p>1. CFD取引における契約期日は、CFD取引が約定した日とし、第20条第2項の決済方法による決済が行われない場合は、当該契約の期日を1営業日繰り延べるものとします。</p> <p>2. 第20条2項の決済方法に規定された最終売買日の設定は、以下に定める場合に行うものとします。</p> <p>(1) ～ (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 当社が商取引上の合理的な努力を行っても、当社とお客様間で行うCFD取引の成約又は義務の履行に関するリスクヘッジに必要と予測される取引や資産の獲得、構築、再構築、代替、維持、手仕舞い、処分、又はそのような取引や資産の現金化、代金回収、代金支払いができない等、やむを得ない事由が発生し又は発生するおそれがあると当社が判断した場合</p>	<p>第24条 契約期日</p> <p>1. 本取引における契約期日は、本取引が約定した日とし、第20条第2項の決済方法による決済が行われない場合は、当該契約の期日を1営業日繰り延べるものとします。</p> <p>2. 第20条2項の決済方法に規定された最終売買日の設定は、以下に定める場合に行うものとします。</p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 当社が商取引上の合理的な努力を行っても、当社とお客様間で行う本取引の成約又は義務の履行に関するリスクヘッジに必要と予測される取引や資産の獲得、構築、再構築、代替、維持、手仕舞い、処分、又はそのような取引や資産の現金化、代金回収、代金支払いができない等、やむを得ない事由が発生し又は発生するおそれがあると当社が判断した場合</p>
<p>第49条 本取引利用の禁止・解約</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本口座も解約されます。ただし、解除する時においてお客様の本取引の建玉が残存する場合、又はお客様に当社に対する本約款に基づく債権債務</p>	<p>第49条 本取引利用の禁止・解約</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本口座も解約されます。ただし、解除する時においてお客様の本取引の建玉が残存する場合、又はお客様に当社に対する本約款に基づく債権債務</p>

現 行	改 正
<p>が残存する場合には、必要な限度において本規定が適用されるものとします。</p> <p>(1) お客様が本約款若しくは当社が定める、「店頭CFD（ダイワ株X）の契約締結前交付書面」、「店頭CFD（ダイワ株X）利用・取引ルール」、関係法令諸規則、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかに違反し、当社がCFD口座の解約を通告したとき</p> <p>(2) 本約款若しくは当社が定める、「店頭CFD（ダイワ株X）の契約締結前交付書面」、「店頭CFD（ダイワ株X）利用・取引ルール」、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が本口座の解約を通告したとき</p> <p>(3) ~ (省 略)</p> <p>(8) 2. (省 略)</p> <p>3. 第55条に定める本約款の変更に関してお客様の同意がいただけないときは、当社はおお客様の取引を制限することができるものとします。</p>	<p>が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。</p> <p>(1) お客様が本約款若しくは当社が定める、「店頭CFD（ダイワ株X）利用・取引ルール」、関係法令諸規則、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき</p> <p>(2) 本約款若しくは当社が定める、「店頭CFD（ダイワ株X）利用・取引ルール」、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が本口座の解約を通告したとき</p> <p>(3) ~ (現行どおり)</p> <p>(8) 2、 (現行どおり)</p> <p>3. 第55条に定める本約款の変更に関してお客様の同意がいただけないときは、当社はおお客様の取引を停止いたします。</p>
<p>第55条 約款の変更</p> <p>本約款は、法令諸規則の変更若しくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を本取引画面に掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。この場合、<u>当社が定める期日までにご異議の申立がないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。本約款の改定にご同意いただけない場合、当社は、お客様との間のすべての本取引を解除し、本口座を解約することがあります。</u></p>	<p>第55条 約款の変更</p> <p>本約款は、法令諸規則の変更若しくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を本取引画面に掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。この場合、<u>本約款の改定にご同意いただけないお客様につきましては、当社は、そのお客様との間のすべての本取引を停止し、加えて本口座を解約することがあります。</u></p> <p>附則</p> <p><u>この約款は、平成22年11月27日より適用されます。</u></p>